

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表 2 : 特別保護地区総括表)

県名	区域	面積 (ha)	
神奈川県	南足柄市 大字矢倉沢の一部	17	
	足柄下郡箱根町内 国有林東京神奈川森林管理署 7 7 林班の全部並びに 7 5 林班の一部	489	
	足柄下郡箱根町 強羅、仙石原、塔之沢、箱根、畑宿、元箱根、湯本及び湯本茶屋の各一部		
		小計	506
静岡県	駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署 5 5 6 林班及び 5 5 7 林班の各一部	27	
		小計	27
合計			533

(表3：特別保護地区内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面 積
外輪山 (金時山)	神奈川県南足柄市 大字矢倉沢の一部 神奈川県足柄下郡箱根町 仙石原の一部 静岡県駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署 556林班及び557林班の各一部	箱根外輪山の最高峰である金時山の周辺で、ブナの原生林が見られる。	88 〔 国 公 私 〕 22 66 0
仙石原	神奈川県足柄下郡箱根町 仙石原の一部	火口原に形成された神奈川県唯一の湿原で、低層湿原植物群落と、火入れ等により維持されているススキ草原が見られる。	39 〔 国 公 私 〕 0 36 3
中央火口丘 (神山、二子山)	神奈川県足柄下郡箱根町内 国有林東京神奈川森林管理署 77林班の全部並びに75林班の一部 神奈川県足柄下郡箱根町 強羅、仙石原、畑宿及び元箱根の各一部	箱根地区の最高峰である神山(1,438m)を中心とする中央火口丘の主要部であり、ブナを中心とした広葉樹林が広がり、鳥類の生息地となっているほか、二子山にはハコネコメツツジの群落が見られる。	318 〔 国 公 私 〕 — — —
早川流域(湯坂山)	神奈川県足柄下郡箱根町 塔ノ沢、湯本及び湯本茶屋の各一部	湯坂山を中心とした鎌倉時代の東海道沿いに、シイ、タブ、カシ類等の暖地性広葉樹の自然林が広がっている。	19 〔 国 公 私 〕 0 0 19
須雲川流域	神奈川県足柄下郡箱根町 箱根及び畑宿の各一部	須雲川源流の溪流沿い一帯で、ハコネサシユウオの生息地となっている。	69 〔 国 公 私 〕 — — —
合 計			533

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4：第1種特別地域総括表)

県名	区域	面積 (ha)	
神奈川県	小田原市 大字久野の一部	127	
	足柄下郡箱根町内 国有林東京神奈川森林管理署76林班、93林班及び100林班の全部並びに68林班、70林班、72林班から74林班まで、79林班及び94林班から96林班までの各一部 足柄下郡箱根町 芦之湯、大平台、強羅、仙石原、二ノ平、箱根、畑宿、宮城野、宮ノ下及び元箱根の各一部	1,376	
		小計	1,503
静岡県	御殿場市内 国有林静岡森林管理署562林班から567林班まで及び569林班の各一部	49	
	駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署556林班から558林班までの各一部	32	
		小計	81
合計			1,584

(表5：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面 積 (ha)
外輪山	神奈川県足柄下郡箱根町内 国有林東京神奈川森林管理署 93林班及び100林班の全部並びに94林班から96林班までの各一部 神奈川県足柄下郡箱根町 仙石原及び宮城野の各一部 静岡県御殿場市内 国有林静岡森林管理署 562林班から567林班まで及び569林班の各一部 静岡県駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署 556林班から558林班までの各一部	典型的な外輪山を形成しており、箱根の景観を縁取っているとともに、ブナ等の自然林や風衝植生が見られる。	720
中央火口丘	神奈川県足柄下郡箱根町内 国有林東京神奈川森林管理署 76林班の全部並びに68林班、70林班、72林班から74林班まで及び79林班の各一部 神奈川県足柄下郡箱根町 芦之湯、強羅、仙石原、二ノ平及び元箱根の各一部	中央火口丘の主要部周辺であり、ブナを中心とした広葉樹林が広がり、鳥類の生息地となっているほか、大涌谷には噴気現象が、駒ヶ岳や上子山には風衝植生が見られる。	688
芦ノ湖	神奈川県足柄下郡箱根町 元箱根の一部	ヒメシヤラの純林が残る箱根神社の社有林である。	1
早川流域	神奈川県小田原市 大字久野の一部 神奈川県足柄下郡箱根町 大平台、仙石原及び宮ノ下の各一部	早川流域の溪谷沿いで、深い谷と斜面の森林が作る溪谷美が見られる。	175
合 計			1,584

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

県名	区域	面積 (ha)	
神奈川県	小田原市 大字久野の一部	201	
	南足柄市 大字雨坪、大字狩野、大字荻野、大字塚原、広町及び大字矢倉沢の各一部	69	
	足柄下郡箱根町内 国有林東京神奈川森林管理署66林班、67林班、69林班、71林班、78林班、80林班、89林班から92林班まで及び97林班から99林班までの全部並びに68林班、70林班、72林班から75林班まで、79林班及び94林班から96林班までの各一部 足柄下郡箱根町 芦之湯、大平台、木賀、強羅、小涌谷、須雲川、仙石原、底倉、塔之沢、二ノ平、箱根、畑宿、宮城野、宮ノ下、元箱根、湯本及び湯本茶屋の各一部	6,640	
		小計	6,910
静岡県	御殿場市内 国有林静岡森林管理署571林班、572林班及び575林班から577林班までの各一部	81	
		小計	81
合計			6,991

(表 7 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面 積 (ha)
外輪山	神奈川県南足柄市 大字雨坪、大字狩野、大字荏野、大字塚原、広町及び大字矢倉沢の各一部 神奈川県足柄下郡箱根町 仙石原、塔之沢、箱根及び宮城野の各一部 静岡県御殿場市内 国有林静岡森林管理署 571 林班、572 林班及び575 林班から577 林班までの各一部	箱根外輪山の山腹から山腹に至る地域で、スギ、ヒノキの人工林のほか、広葉樹林が広がっている。	1,012
仙石原	神奈川県足柄下郡箱根町内 国有林東京神奈川森林管理署 71 林班から73 林班まで及び75 林班の各一部 神奈川県足柄下郡箱根町 仙石原及び元箱根の各一部	仙石原湿原の周辺に広がるススキ草原や平坦地部分で、古くからの分譲地やゴルフ場が広がっている。	906
中央火口丘	神奈川県足柄下郡箱根町内 国有林東京神奈川森林管理署 78 林班の全部並びに66 林班から75 林班まで及び79 林班の各一部 神奈川県足柄下郡箱根町 芦之湯、強羅、小涌谷、仙石原、二ノ平、畑宿及び元箱根の各一部	駒ヶ岳山頂部と中央火口丘の山麓部で、古くからの分譲地やゴルフ場があるほかは、国有林が占める割合が高い。	771
芦ノ湖	神奈川県足柄下郡箱根町内 国有林東京神奈川森林管理署 79 林班、80 林班、89 林班から92 林班まで及び97 林班から99 林班までの全部並びに94 林班から96 林班までの各一部 神奈川県足柄下郡箱根町 仙石原、箱根、畑宿及び元箱根の各一部	芦ノ湖とその周辺一帯で、箱根の代表的景観である芦ノ湖を中心として東岸にはいくつかの利用拠点があり、西岸は主に国有林となっている。	1,897

名 称	区 域	地区の概要	面 積 (ha)
早川流域	神奈川県小田原市 大字久野の一部 神奈川県足柄下郡箱根町内 国有林東京神奈川森林管理署 66林班、67林班及び69林班の各一部 神奈川県足柄下郡箱根町 大平台、木賀、強羅、小涌谷、仙石原、底倉、塔之沢、二ノ平、宮城野、宮ノ下、湯本及び湯本茶屋の各一部	早川を中心として流域に広がる山林地帯で、斜面地の一部は分譲地となっているほか、広葉樹の森林に覆われている。	1,245
須雲川流域	神奈川県足柄下郡箱根町 須雲川、塔之沢、箱根、畑宿、湯本及び湯本茶屋の各一部	須雲川流域、旧東海道沿いの地域で、川沿いの一部を除いてスギ、ヒノキの人工林、広葉樹林に覆われた山林である。	1,160
合 計			6,991

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8：第3種特別地域総括表)

県名	区域	面積 (ha)	
神奈川県	小田原市 大字石橋、大字久野、大字根府川及び大字早川の各一部	435	
	足柄下郡箱根町 須雲川、湯本及び湯本茶屋の各一部	270	
	足柄下郡湯河原町 大字鍛冶屋、大字宮上及び大字吉浜の各一部	261	
		小計	966
静岡県	三島市 大字海平及び大字施行平の各一部	100	
	御殿場市内 国有林静岡森林管理署563林班から566林班まで、575林班及び576林班の各一部	221	
	御殿場市 神山及び二子の各一部		
	裾野市 公文名、茶畑及び深良の各一部	300	
		小計	621
合計			1,587

(表 9 : 第 3 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面 積 (ha)
外輪山	神奈川県小田原市 大字石橋、大字久野、大字根府川及び大字早川の各一部 神奈川県足柄下郡箱根町 須雲川、湯本及び湯本茶屋の各一部 神奈川県足柄下郡湯河原町 大字鍛冶屋、大字吉浜及び大字宮上の各一部 静岡県三島市 大字海平及び大字施行平の各一部 静岡県御殿場市内 国有林静岡森林管理署 5 6 3 林班から 5 6 6 林班まで、5 7 5 林班及び 5 7 6 林班の各一部 静岡県御殿場市 神山及び二子の各一部 静岡県裾野市 公文名、茶畑及び深良の各一部	箱根外輪山の外壁部分で、一部に国有林、分譲地があるほかは、広葉樹に覆われた山林となっている。	1,587
合 計			1,587

イ 関連事項

(ア) 採取等規制植物

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

(表10: 採取等規制植物表)

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあっては、属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
ヒカリゴケ	ヒカリゴケ
シオグサ	フジマリモ
マツバラン	マツバラン
ヒカゲノカズラ	ミズスギ、ヒメスギラン、スギラン、ナンカクラン、マンネンスギ、コスギラン、ヒモラン
イワヒバ	ヒメタチクシマゴケ、イワヒバ
ハナヤスリ	ミヤマハナワラビ、ヒメハナワラビ (ヘビノシタ)
リュウビンタイ	リュウビンタイ
ゼンマイ	シロヤマゼンマイ
コケシノブ	オニコケシノブ (オオコケシノブ)、オオハイホラゴケ
イノモトソウ	ミヤマウラボシ、ユノミネシダ (カナヤマシダ)、エダウチホングウシダ、サイコクホングウシダ、ハチジョウシダ、ハチジョウシダモドキ
オシダ	オトコシダ、ナンタイシダ、ミドリカナワラビ、ハカタシダ、ナヨシダ、ミヤマノコギリシダ、イヨクジヤク、ノコギリヘラシダ、コクモウクジヤク、ホウノカワシダ、ナガサキシダ、ヒロハアツイタ、ウサギシダ、アオキガハラウサギシダ、エビシダ、トヨグチイノデ、オオキヨズミシダ、コガネシダ
シシガシラ	ハイコモチシダ (ジョウウレンシダ)
チャセンシダ	オオタニワタリ、ヒノキシダ、チャセンシダ、イヌチャセンシダ、クルマシダ、クモノスシダ
ウラボシ	スジヒトツバ、イワヒトデ、シンテンウラボシ、ヒトツバイワヒトデ、タカノハウラボシ、ミヤマウラボシ、ナガバコウラボシ、イズクリハラン、コウラボシ、イワオモダカ、オオクボシダ
シシラン	タキミシダ、シシラン、ナカミシシラン
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
タデ	ハルトラン、ムカゴトラノオ、オンタデ
ナデシコ	フジナデシコ (ハマナデシコ)、シナノナデシコ、ワチガイソウ、ワダソウ、ヒゲネワチガイ、イワツメクサ
キンポウゲ	ハコネトリカブト、オオサワトリカブト、レイジンソウ、イヌハコネトリカブト、ホソバトリカブト、タカネトリカブト、イチリンソウ、キクザキイチリンソウ、コキクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、レンゲショウマ、リュウキンカ (エンコウソウを含む。)、ミヤマハシショウ、ミツバオウレツル (コミヤマハシショウを含む。)、カザグルマ、トリガタハシショウ、シロバナハシショウ、シロバナオウレツル、セツブンソウ、ハコネシロカネソウ、シロカネソウ (ツルシロカネソウ)、トウゴクサバノオ、オキナグサ、グンナイキンポウゲ、アカギンポウゲ、セキノカサ (コキンポウゲ)、ミヤマカラマツ、ヤマシヤクヤク、ベニバナヤマシヤクヤク
スイレン	ヒツジグサ
ウメノスズクサ	ランウメアオイ、カギガタアオイ、カントウカンアオイ (カンアオイ)、シイノミカンアオイ、アマギカンアオイ、オトメアオイ、ウスバシイシン (サイシン)、シモダカンアオイ
オトギリソウ	フジオトギリ、コオトギリ

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては、属名)
モウセンゴケ アブラナ ペンケイソウ ユキノシタ	イシモチソウ、モウセンゴケ ミヤマハタザオ、フジハタザオ、イワハタザオ マツノハマンネングサ、イワペンケイ、チチッパペンケイ、アオベンケイ ハナチダケサシ、ヒトツバシヨウマ、フジアカシヨウマ、ハチジョウシヨウマ、ハナネコノメ、ムカゴネコノメ、ウメウツギ、アマギアマチ ヤ、チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ (コウメバチソウを含む。)、ヤワタソウ、ヤシヤビシヤク、トガスグリ、ジンジソウ、ダ イモンジソウ (ウチワダイモンジソウを含む。)、イズノシマダイモンジソウ、クロクモソウ、イワユキノシタ シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む。)、シロバナノヘビイチゴ (モリイチゴ)、イワキンバイ、ミネザクラ (チシマザクラを含む。)、 タカネイバラ、サンシヨウバラ、オヤマシモツケ、イワシモツケ ムラサキモメンヅル、タイツリオオギ、イワオオギ グンナイフウロ (タカネグンナイフウロを含む。)、イヨフウロ (シコクフウロ)、カイフウロ、アサマフウロ、コフウロ イワタイゲキ、タカトウダイ (フジタイゲキ) サクラガンピ ハコネグミ
スミレ	キバナノコマノツメ、エゾアオイスミレ (マルバケスミレ)、テリハタチツボスミレ、コミヤマスミレ、キスミレ、ミヤマスミレ、シコクス ミレ (ハコネスミレ)、ヒメスミレサイシン
アカバナ ミズキ ウコギ	ヤナギラン、ヒメアカバナ ゴゼンタチバナ ウラジロウコギ
セリ イワウメ イチヤクソウ	イワニンジン、ミシマサイコ、イブキゼリ、ミヤマニンジン、ヤマナシウマノミツバ、シラネニンジン ヒメイワカガミ、ヤマイワカガミ、イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。) ウメガサソウ、シヤクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、コバノイチヤクソウ、ベニバナイチ ヤクソウ (ベニイチヤクソウ)、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ、コイチヤクソウ
ツツジ	イワヒゲ、ドウダンツツジ、ヒロハドウダンツツジ、イワナンテン、ウスギヨウラク、ムラサキツリガネツツジ、ツガザクラ、アマギツツジ、 ハクサンシヤクナガ (シロバナシヤクナガ、ネモトシヤクナガを含む。)、ミツバツツジ、レンゲツツジ (キレンゲを含む。)、オオシマツツジ、 ヒカゲツツジ、キヨスミミツバツツジ、アズマシヤクナガ、シロヤシオ (ゴヨウツツジ)、ウンゼンツツジ、アシタカツツジ、トウゴクミツ バツツジ、サラサドウダン、ベニサラサドウダン、チチブドウダン、ハコネコメツツジ、コケモモ クリソウ、コイワザクラ、クモイコザクラ (キヨサトコザクラ)、サクランソウ、ツマトリソウ リンドウ、ホソバリンドウ、ハルリンドウ、ハナイカリ、ホソバリンドウ、ソナレセンブリ、ムラサキセンブリ、シノメソウ、イヌセ ンブリ
サクラソウ リンドウ	クサタチバナ ツルアリドオシ、ヒロハコンロンカ ムラサキ イワダレンソウ カイジンドウ、アシタカジャコウソウ、シモバシラ、ヤマジオウ アオホオズキ (タカオホオズキを含む。) ハチジョウウコゴメグサ、ヤマウツボ (ケヤマウツボを含む。)、ハンカイシオガマ、トモエシオガマ、ヒメトラノオ、ヤマト
ガガイモ アカネ ムラサキ クマツヅラ シン ナス ゴマノハグサ	

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては、属名)
イワタバコ ハマウツボ タヌキモ スイカズラ オミナエシ マツムシソウ キキョウ キク	ラノオ、クガイソウ イワタバコ、シシラン オニク、オカウツボ、キヨスミソウツボ ミミカキグサ、フサタヌキモ、ヒメタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ ベニバナツクバネウツギ、コハクサンボク、キバナウツギ コキンレイカ (ハクサンオミナエシ)、シマキンレイカ、キンレイカ マツムシソウ、ソナレマツムシソウ フクシマシヤジン、ヒメシヤジン、イワギキョウ、ヤマホタルブクロ、ツ ルギキョウ、サワギキョウ、タニギキョウ、キキョウ エンジュウハグマ、タカネヤハズハハコ (タカネウスユキソウ)、ミヤマオトコロモギ、タテヤマギク、サガミギク、キントキシロヨメナ、 サワシロギク、ハコネギク (ミヤマコンギク)、カニコウモリ、イソギク、モリアザミ、ホソエノアザミ、ハマアザミ、 ハコネアザミ、フジアザミ、アズマギク、ハコネヒヨドリ、ミズギク (オゼミズギクを含む。)、タカネニガナ、ウスユキソウ、マルバダケブ キ、オタカラコウ、ハンカイソウ、カイタカラコウ、コウシュウヒゴタイ、ミヤマアザミ、キントキヒゴタイ、ヒメヒゴタイ、カイトウヒレ ン、ヤハズトウヒレン、トゲキクアザミ、セイタカトウヒレン (トウヒレン)、ヤハズヒゴタイ (ミヤマヒゴタイ)、タカネヒゴタイ、キクア ザミ、コウリンカ、サワオグルマ、ミヤマアキノキリンソウ (コガネギク)、(キリガミネアキノキリンソウを含む。)、キツネタンポポ ネバリノギラン、ソクシラン、イズアサツキ、ツバオモト、スズラン、カタクリ、カニコバイモ、キバナノアマナ、シヨウジョウバカマ、 キスゲ (ユウスゲ)、ハマカンゾウ、イワギボウシ、ハチジョウギボウシ、アマギイワギボウシ、ヤマユリ、ササユリ、コオニユ リ、スカシユリ、クルマユリ、ホソバノアマナ、ノシラン、クルマバツクバネソウ、ワニグチソウ、ヤマトユキザサ (オオバユキザサ)、チ ヤボゼキソウ (ハコネハナゼキソウ)、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ (シロバナエンレイソウ)、アマナ、ヒロハノアマナ ナベワリ
ユリ	
ビヤクブ ヒガンバナ ヤマノイモ アヤメ ヒナノシヤクジョウ イグサ イネ	ハマオモト (ハマユウ) イズドコロ カキツバタ ヒナノシヤクジョウ イトイ、タカネスズメノヒエ (ミヤマスズメノヒエ) ミヤマヌカボ、タカネコウボウ、シマノガリヤス (キリシマノガリヤス)、タカネウシノケグサ、ミサヤマチャヒキ、フオーリーガヤ (ミヤ マチャヒキ)
サトイモ	シマテンナンショウ、ハチジョウテンナンショウ、シコクヒロハテンナンショウ、ユキモチソウ、ハウチワテンナンショウ、ミツバテンナン ショウ、ナガバマシダ、スルガテンナンショウ、カミヤマテンナンショウ
カヤツリグサ ラン	カヤツリスゲ、シマタヌキラン、ハチジョウカンヌゲ、コハリスゲ、ヒトモトススキ ナゴラン、ミスズラン、シラン、マメヅタラン (マメラン)、ムギラン、エビネ、ニオイエビネ (オオキリシマエビネ)、ナツエビネ、キノエ ビネ、サルメンエビネ、ホテイラン、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、ジュンラン (ホ クロ)、ナギラン、マヤラン (サガミラン)、コアツモリ、クマガイソウ、アツモリソウ、キバナノアツモリソウ、イチヨウラン、セッコク、 サワラン (アサヒラン)、コイチャウラン、ハコネラン、アオスズラン (エゾスズラン)、カキラン、オサラン、オニノヤガラ、ナヨテンマ、 ヒメテンマ、アケボノシユスラン、ハチジョウシユスラン、ツリシユスラン、ヒメミヤマウズラ、ミヤマウズラ、シユスラン、ノビネチドリ、 テガタチドリ (チドリソウ)、ミヤマモジズリ、フジチドリ、オオミズトンボ (サワトンボ)、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ムヨウラ

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては、属名)
	ン、ギボウシラン、シマササバラシ、セイタカスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、スズムシソウ、コ克蘭、フタバラン (コフタバラン)、アオフタバラン、ミヤマフタバラン、タカネフタバラン、ホザキイチョウラン、ニラバラシ、アリドオシラン、フウラン、ヒメムヨウラン、サカネラン、ヨウラクラン、ヒナチドリ、カモメラン (カモメソウ)、オノエラン、ウチヨウラン、コケイラン、ゲンゼキラン、タカネトンボ、ジンバイソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、ハチジョウチドリ、マイサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、ハチジョウツレサギ、キノチドリ、オオヤマサギソウ、オオバナオオヤマサギソウ (フガクオオヤマサギソウ)、ミヤマチドリ (ニッコウチドリ)、ホソバノキノチドリ、トキソウ、ヤマトキソウ、カシノキラン、ベニカヤラン (マツラン)、カヤラン、クモラン、ヒトツボクロ、イイヌマムカゴ、トンボソウ、ハクウラン、キバナノシヨウキラン、ショウキラン

(イ) 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表 1 1 : 普通地域表)

県名	区域	面積 (ha)
神奈川県	足柄下郡箱根町 大平台、木賀、強羅、小涌谷、須雲川、仙石原、底倉、塔之沢、 二ノ平、畑宿、宮城野、宮ノ下、湯本及び湯本茶屋の各一部	471
合計		471

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 1 2 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：面積ha、比率%)

地域区分		特 別 地 域												普 通 地 域			合 計			海 域 公 園 地区	普通地域 (海域)	合 計 (海域)
地 種 区 分		特 別 保 護 区			第 1 種			第 2 種			第 3 種											
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私			
神 奈 川 県	土地所有別面積	224	205	77	467	291	745	1,456	865	4,589	—	—	966	—	9	462	2,147	1,370	6,839			
	地種区分別面積	506			1,503			6,910			966			471			10,356					
	地域地区別面積				9,379																	
	地 域 別 面 積	9,885																				
静 岡 県	土地所有別面積	27	—	—	81	—	—	81	—	—	108	—	513							—	—	—
	地種区分別面積	27			81			81			621			0			810					
	地域地区別面積				783																	
	地 域 別 面 積	810																				
合 計	土地所有別面積	251	205	77	548	291	745	1,537	865	4,589	108	—	1,479							—	9	462
	地種区分別 (比 率)	533 (4.8)			1,584 (14.2)			6,991 (62.6)			1,587 (14.2)			471 (4.2)			11,166 (100)					
	地域地区別 (比 率)				10,162 (91.0)																	
	地 域 別 (比 率)				10,695 (95.8)																	

(表 1 3 : 地域地区別市町村別面積総括表)
(単位 : ha)

地域地区 市町村名			特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域)	海域公 園地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)
			特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計					
神奈川県	小田原市		—	127	201	435	763	—	763			
	南足柄市		17	—	69	—	86	—	86			
	足柄下郡	箱根町	489	1, 376	6, 640	270	8, 775	471	9, 246			
		湯河原町	—	—	—	261	261	—	261			
小 計			506	1, 503	6, 910	966	9, 885	471	10, 356			
静岡県	御殿場市		—	49	81	221	351	—	351			
	裾野市		—	—	—	300	300	—	300			
	三島市		—	—	—	100	100	—	100			
	駿東郡	小山町	27	32	—	—	59	—	59			
小 計			27	81	81	621	810	—	810			
合 計			533	1, 584	6, 991	1, 587	10, 695	471	11, 166			

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 保護施設計画

保護施設計画を次のとおりとする。

(表 14：保護施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	植生復元施設	神奈川県足柄下郡箱根町（仙石原湿原）	利用者の入り込みによる湿原植生の破壊を防止するのための施設を整備する。	昭58. 3. 14告示

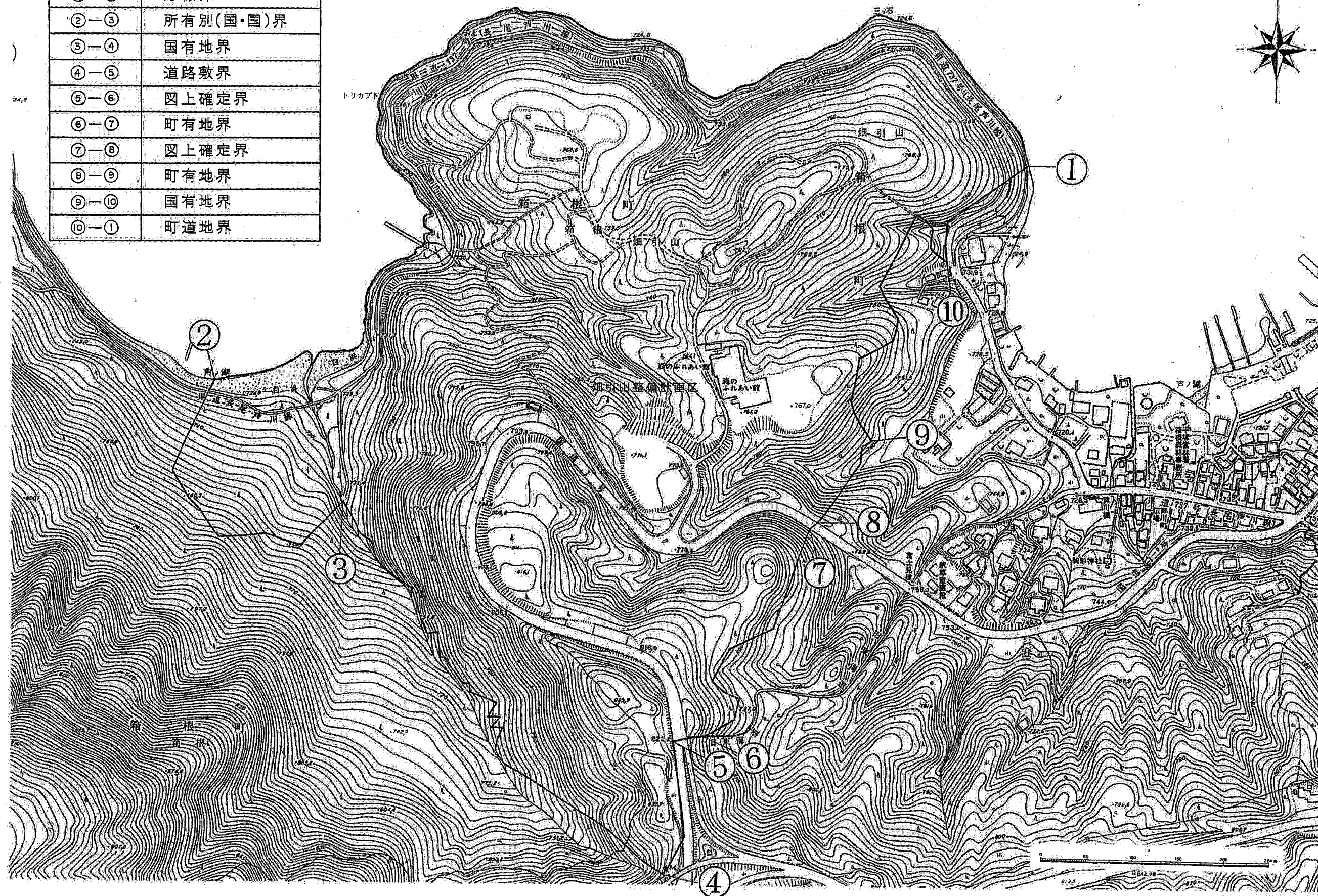
イ 利用施設計画
(ア) 集団施設地区
集団施設地区を次のとおりとする。
(表 15 : 集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)			
1	湖尻	神奈川県足柄下郡箱根町内 国有林東京神奈川森林管理署 99林班の一部 神奈川県足柄下郡箱根町 元箱根の一部	森林に囲まれた芦ノ湖の北岸に面す利用拠点である。 自動車、バス、ロープウェイ、観光船の発着地として交通の要所となっているため、多くの利用者が訪れる。 この恵まれた自然環境、良好なアクセスを活かし、芦ノ湖周辺、箱根外輪山の自然及び歴史・文化に親しむための拠点として、自然探勝利用の推進及び快適な利用空間の形成のための施設を計画するものとする。	湖尻整備計画区	芦ノ湖に面するクリ、ミズナラ等の自然林及び緩傾斜地に広がるスギ、ヒノキの樹林からなる地区である。 自然及び歴史・文化の探勝利用を推進するため、園地、宿舎、博物展示施設、駐車場、係留施設等を整備する。 なお、整備にあたっては、良好な自然環境の保全及び風致の維持を図るため、ロープウェイ等主要な利用動線からの眺望に留意するとともに、利用者の誘導・案内等の標識の整備及びバリアフリーを考慮するなど利用者の利便性の向上に努めるものとする。	118.1			
				道路（車道）	仙石原から湖尻に至る車道及び湖尻から芦ノ湖スカイラインに至る車道を適切に維持する。				
				道路（歩道）	地区内の自然探勝及び散策のための歩道を整備する。				
				排水施設	第2号公共下水道により排水のための施設を適切に維持する。				
				面積計			国	公	私
							1.6	96.9	20.1
							118.1		
2	畑引山	神奈川県足柄下郡箱根町 箱根の一部	箱根地域南部の国道1号線に接する場所に位置し、芦ノ湖、中央火口丘及び富士山等の展望に優れた景勝地である。 近隣には、江戸時代の交通の要所として関所跡及び杉並木等の歴史・文化資源が豊富であるため、多くの利用者が訪れる。 この恵まれた自然環境、歴史・文化資源、良好なアクセスを活かし、芦ノ湖、中央火口丘、箱根外輪山及び富士山等の展望を楽しむ拠点並びに歴史・文化に接する拠点として、展望及び自然探勝利用の施設を計画するものとする。	畑引山整備計画区	芦ノ湖南岸に突出した半島状の地形で、緩やかな砂浜景観を有する白浜とスギ・ヒノキ林からなる地区である。 展望利用及び自然探勝利用の推進及び近隣の関所跡、杉並木等の過剰利用の分散を図るため、博物展示施設等の既存施設の拡充整備を行うとともに、園地、探勝歩道等を整備する。 なお、整備にあたっては、自然環境の保全に留意するとともに、利用者の誘導・案内等の標識の整備及びバリアフリーを考慮するなど利用者の利便性の向上に努めるものとする。	44.4			
				道路（車道）	地区内の既存車道を適切に維持する。				
				道路（歩道）	地区内の自然探勝及び散策のための歩道を整備する。				
				給水施設	地区の東側に隣接する芦川からの公共水道を利用するほか、地下水を取水し、給水のための施設を維持する。				
				面積計			国	公	私
							4.5	39.6	0.3
							44.4		

富士箱根伊豆国立公園(箱根地域)利用施設計画計画図(集団施設地区計画図)

畑引山集団施設地区計画図及び区域図

区域凡例	
①—②	汀線界
②—③	所有別(国・国)界
③—④	国有地界
④—⑤	道路敷界
⑤—⑥	図上確定界
⑥—⑦	町有地界
⑦—⑧	図上確定界
⑧—⑨	町有地界
⑨—⑩	国有地界
⑩—①	町道地界



湖尻集団施設地区計画図及び区域図

	区 域 凡 例
①—②	県有地界
②—③	道路中心界
③—④	所有別(私・私)界
④—⑤	県有地界
⑤—⑥	所有別(私・私)界
⑥—⑦	県有地界
⑦—⑧	実測線界
⑧—⑨	道路中心界
⑨—⑩	林相界
⑩—⑪	見透線界
⑪—⑫	汀線界
⑫—⑬	町有地界
⑬—⑭	道路界(道路敷除)
⑭—⑮	河川界(河川敷除)
⑮—⑯	地番界
⑯—⑰	道路界(道路敷除)
⑰—⑱	所有別(私・私)界
⑱—①	県有地界



(イ) 単独施設
単独施設を次のとおりとする。
(表 16 : 単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	園地	神奈川県小田原市及び足柄下郡箱根町 (明星ヶ岳)	外輪山探勝利用者のための休憩地として整備する。	昭50.5.1告示
2	園地	神奈川県小田原市 (石垣山)	ハイキング利用の休憩地として整備する。	昭50.5.1告示
3	園地	神奈川県南足柄市、足柄下郡箱根町及び静岡県駿東郡小山町 (金時山)	金時山探勝利用者のための園地として整備する。	昭50.5.1告示
4	園地	神奈川県南足柄市及び足柄下郡箱根町 (矢倉沢峠)	外輪山探勝利用者のための休憩地として整備する。	昭50.5.1告示
5	園地	神奈川県南足柄市及び足柄下郡箱根町 (明神ヶ岳)	外輪山探勝利用者のための休憩地として整備する。	昭50.5.1告示
6	園地	神奈川県足柄下郡箱根町及び静岡県御殿場市 (乙女峠)	外輪山探勝利用者のための休憩地として整備する。	昭50.5.1告示
7	園地	神奈川県足柄下郡箱根町及び静岡県御殿場市 (丸岳)	外輪山探勝利用者のための休憩地として整備する。	昭50.5.1告示
9	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町 (品ノ木)	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭50.5.1告示
10	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町 (俵石)	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭50.5.1告示
11	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町 (元湯場)	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭50.5.1告示
12	園地	神奈川県足柄下郡箱根町 (仙石原湿原)	仙石原湿原探勝利用者のための園地として整備する。	昭50.5.1告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
13	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（六郎兵衛）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭50.5.1告示
14	ゴルフ場	神奈川県足柄下郡箱根町（仙石原）	現状を維持する程度にとどめる。	昭50.5.1告示
15	園地	神奈川県足柄下郡箱根町及び静岡県御殿場市（長尾峠）	外輪山探勝利用者のための休憩地として整備する。	昭50.5.1告示
16	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（紅葉ヶ丘）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭50.5.1告示
18	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（仙石原下湯）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭50.5.1告示
19	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（仙石原上湯）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭50.5.1告示
20	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（イタリ）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭50.5.1告示
21	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（早雲山山麓）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭58.3.14告示
23	園地	神奈川県足柄下郡箱根町（強羅）	温泉宿泊客及びハイキング利用者のための園地として整備する。	昭50.5.1告示
24	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（強羅）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭50.5.1告示
25	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（木賀）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭50.5.1告示
27	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町（宮ノ下）	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭58.3.14告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
28	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町(姥子)	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する	昭50.5.1告示
29	園地	神奈川県足柄下郡箱根町(大涌谷)	大涌谷探勝利用者のための園地として整備する。	昭50.5.1告示
30	博物展示施設	神奈川県足柄下郡箱根町(大涌谷)	箱根火山及び付近の動植物等を解説するための施設として整備する。	昭50.5.1告示
31	園地	神奈川県足柄下郡箱根町及び静岡県御殿場市(与エ門山)	外輪山探勝利用者のための休憩地として整備する。	昭50.5.1告示
32	ゴルフ場	神奈川県足柄下郡箱根町(湖尻)	現状を維持する程度にとどめる。	昭50.5.1告示
33	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町(小涌谷)	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭58.3.14告示
34	排水施設	神奈川県足柄下郡箱根町(芦ノ湖)	芦ノ湖を保全するための特定環境保全公共下水道として整備する。	昭58.3.14告示
36	園地	神奈川県足柄下郡箱根町(浅間山)	湯坂路探勝利用者のための休憩地として整備する。	昭50.5.1告示
37	園地	神奈川県足柄下郡箱根町及び静岡県裾野市(湖尻峠)	外輪山探勝利用者のための休憩地として整備する。	昭50.5.1告示
38	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町(塔之沢)	箱根探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭50.5.1告示
39	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町(湯本)	箱根探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭50.5.1告示
40	園地	神奈川県足柄下郡箱根町(湯坂山)	湯坂路探勝利用者のための休憩地として整備する。	昭50.5.1告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
4 1	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町 (湯ノ花沢)	箱根探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭50. 5. 1告示
4 2	ゴルフ場	神奈川県足柄下郡箱根町 (湯ノ花沢)	現状を維持する程度にとどめる。	昭50. 5. 1告示
4 3	園地	神奈川県足柄下郡箱根町 (駒ヶ岳)	駒ヶ岳探勝利用者のための休憩地として整備する。	昭50. 5. 1告示
4 5	植物園	神奈川県足柄下郡箱根町 (防ヶ沢)	箱根に生育する植物を自然な状態で観察するための植物園として整備する。	昭50. 5. 1告示
4 6	園地	神奈川県足柄下郡箱根町 (ヒョウタン山)	周辺ハイキング利用の休憩地として整備する。	昭50. 5. 1告示
4 7	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町 (芦之湯)	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭50. 5. 1告示
4 8	園地	神奈川県足柄下郡箱根町及び静岡県裾野市 (三国山北)	外輪山探勝利用者のための休憩地として整備する。	昭50. 5. 1告示
4 9	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町 (蛸川)	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭50. 5. 1告示
5 0	野営場	神奈川県足柄下郡箱根町 (蛸川)	周辺探勝利用者のための野営場として整備する。	昭50. 5. 1告示
5 1	ゴルフ場	神奈川県足柄下郡箱根町 (蛸川)	現状を維持する程度にとどめる。	昭50. 5. 1告示
5 2	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町 (大芝)	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭58. 3. 14告示
5 3	園地	神奈川県足柄下郡箱根町 (お玉ヶ池)	お玉ヶ池周辺探勝利用者の休憩のための園地として整備する。	昭58. 3. 14告示
5 4	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町 (蛭川)	周辺探勝の基地として、また温泉利用者のための宿舎として整備する。	昭58. 3. 14告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
55	園地	神奈川県足柄下郡箱根町 (甘酒茶屋)	旧東海道、ドライブ、ハイキング利用者のための休憩地として整備する。	昭58.3.14告示
56	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町 (甘酒茶屋)	旧街道利用者のための宿泊施設として整備する。	昭50.5.1告示
57	園地	神奈川県足柄下郡箱根町 (元箱根)	箱根地域の利用基地として整備する。	昭58.3.14告示
58	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町 (元箱根)	箱根地域の利用基地として整備する。	昭58.3.14告示
59	舟遊場	神奈川県足柄下郡箱根町 (元箱根)	箱根地域の利用基地として整備する。	昭58.3.14告示
60	駐車場	神奈川県足柄下郡箱根町 (元箱根)	箱根地域の利用基地として整備する。	昭58.3.14告示
62	園地	神奈川県足柄下郡箱根町及び静岡県裾野市 (山伏峠)	外輪山探勝利用者のための休憩地として整備する。	昭50.5.1告示
63	園地	神奈川県足柄下郡箱根町 (箱根)	箱根地域の利用基地として整備する。	昭58.3.14告示
64	宿舎	神奈川県足柄下郡箱根町 (箱根)	箱根地域の利用基地として整備する。	昭58.3.14告示
65	舟遊場	神奈川県足柄下郡箱根町 (箱根)	箱根地域の利用基地として整備する。	昭58.3.14告示
66	園地	神奈川県足柄下郡箱根町及び足柄下郡湯河原町 (大観山)	ドライブ、ハイキングの休憩地、展望地として整備する。	昭50.5.1告示
67	園地	神奈川県足柄下郡箱根町 (孫助山)	周辺ハイキングの休憩地として整備する。	昭50.5.1告示
68	ゴルフ場	静岡県三島市 (海の平)	現状を維持する程度にとどめる。	昭50.5.1告示
69	ゴルフ場	神奈川県足柄下郡箱根町及び静岡県田方郡函南町 (鞍掛)	現状を維持する程度にとどめる。	昭50.5.1告示
71	園地	神奈川県足柄下郡箱根町 (仙石原)	仙石原及び早川の利用者のための園地として整備する。整備に当たっては親水性の確保に留意する。	平2.2.27告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
7 2	園地	神奈川県足柄下郡箱根町 (防ヶ沢)	箱根園地区における森林浴及び芦の湖畔の探勝利用者のための休憩園地として整備する。	平2. 2. 27告示
7 3	野営場	神奈川県足柄下郡箱根町 (防ヶ沢)	箱根園地区周辺探勝者のための野営場として整備する。	平2. 2. 27告示
7 4	園地	神奈川県足柄下郡箱根町 (蝸川)	箱根園地区利用者のための園地として整備する。	平2. 2. 27告示
7 5	水族館	神奈川県足柄下郡箱根町 (蝸川)	主として淡水性魚類の展示を行う施設として整備する。	平2. 2. 27告示
7 6	休憩所	神奈川県足柄下郡箱根町 (出山)	早川溪谷の展望及び国道1号線の利用者のための休憩所として整備する。	平2. 2. 27告示
7 7	汚物処理施設	神奈川県足柄下郡箱根町 (芦之湯・畑宿)	国立公園利用施設から排出される汚物を処理する施設を整備する。	平2. 2. 27告示
7 9	園地	神奈川県足柄下郡箱根町 (芦之湯)	人工林については樹種転換を図りながら、自然探勝の場として整備する。	平11. 7. 30告示

(ウ) 道路
a 車道
車道を次のとおりとする。
(表 17：道路（車道）表)

番号	路線名	区間	主要経路地	整備方針	告示年月日
1	湯本箱根峠線	起点－神奈川県足柄下郡箱根町 （湯本三枚橋・国立公園境界） 終点－静岡県田方郡函南町（箱根峠南・国立公園境界）	湯本、大平台、宮ノ下、小涌谷、芦之湯、 元箱根、箱根	小田原方面より箱根中心部分を通り沼津方面に至る幹線車道として整備する。	昭58.3.14告示
2	箱根バイパス線	起点－神奈川県足柄下郡箱根町 （湯本三枚橋・国立公園境界） 終点－神奈川県足柄下郡箱根町（箱根峠・車道合流点）	湯本、畑宿、箱根	湯本より箱根峠に連絡する車道として整備する。	昭58.3.14告示
3	宮ノ下御殿場線	起点－神奈川県足柄下郡箱根町（宮ノ下・車道分岐点） 終点－静岡県御殿場市（長尾峠西・国立公園境界） 終点－静岡県御殿場市（乙女峠西・国立公園境界）	仙石原、宮城野	宮ノ下より仙石原を経て御殿場方面に至る幹線車道として整備する。	昭50.5.1告示
4	仙石原湖尻線	起点－神奈川県足柄下郡箱根町（仙石原・車道分岐点） 終点－神奈川県足柄下郡箱根町（湖尻逆川川口） 終点－神奈川県足柄下郡箱根町（湖尻・車道合流点）	仙石原、元湯場、湖尻	仙石原より大涌谷、箱根方面に連絡する車道として整備する。	昭58.3.14告示
5	小涌谷大涌谷元箱根線	起点－神奈川県足柄下郡箱根町（小涌谷・車道分岐点） 終点－神奈川県足柄下郡箱根町（大涌谷） 終点－神奈川県足柄下郡箱根町（元箱根・車道合流点）	上強羅、大涌谷、湖尻、元箱根	小涌谷より大涌谷を経て元箱根に至る車道として整備する。	昭50.5.1告示
6	強羅元湯場線	起点－神奈川県足柄下郡箱根町（強羅新田・車道分岐点） 終点－神奈川県足柄下郡箱根町（元湯場・車道合流点）	強羅新田、強羅、下湯場、小塚山	強羅より下湯場を経て元湯場に至る温泉利用地点を結ぶ車道として整備する。	昭58.3.14告示
7	湯本元箱根線	起点－神奈川県足柄下郡箱根町（湯本・車道分岐点） 終点－神奈川県足柄下郡箱根町（大芝・車道合流点）	湯本茶屋、須雲川、畑宿、甘酒茶屋	湯本より旧東海道を通り元箱根に至る車道として整備する。	昭58.3.14告示
8	駒ヶ岳元箱根線	起点－神奈川県足柄下郡箱根町（芦之湯・車道分岐点） 終点－神奈川県足柄下郡箱根町（蛭川・車道合流点） 終点－神奈川県足柄下郡箱根町（大芝・車道合流点）	湯ノ花沢、駒ヶ岳山腹	芦之湯より駒ヶ岳登山道を経て大芝、蛭川に至る車道として整備する。	昭58.3.14告示
9	湯河原箱根線	起点－神奈川県足柄下郡箱根町（大観山東・国立公園境界） 終点－神奈川県足柄下郡箱根町（箱根・車道合流点）	大観山	湯河原方面より大観山を経て箱根に至る車道として整備する。	昭58.3.14告示

b 歩道
 歩道を次のとおりとする。
 (表18:道路(歩道)表)

番号	路線名	区間	主要経路地	整備方針	告示年月日
1	外輪山周廻線	起点—神奈川県足柄下郡箱根町(塔之沢) 終点—神奈川県足柄下郡箱根町(箱根) 終点—神奈川県南足柄市(明神ヶ岳南東・国立公園境界) 終点—神奈川県南足柄市及び静岡県駿東郡小山町 (金時山北・国立公園境界) 終点—神奈川県足柄下郡箱根町(湖尻逆川川口)	塔ノ峰、明星ヶ岳、明神ヶ岳、金時山、長尾峠、湖尻峠、三国峠、山伏峠	箱根外輪山の尾根筋を回るハイキングコースとして整備する。	昭58.3.14告示
2	姥ヶ茶屋乙女峠線	起点—神奈川県足柄下郡箱根町(姥ヶ茶屋) 終点—静岡県御殿場市(乙女峠北西・国立公園境界)	乙女峠	乙女峠への到達歩道として整備する。	昭58.3.14告示
3	枝尾金時山線	起点—神奈川県足柄下郡箱根町(枝尾) 終点—神奈川県足柄下郡箱根町(金時山肩・歩道合流点)		金時山に連絡するハイキングコースとして整備する。	昭50.5.1告示
4	仙石原矢倉沢峠線	起点—神奈川県足柄下郡箱根町(仙石原) 終点—神奈川県南足柄市(矢倉沢峠北・歩道合流点)	矢倉沢峠	仙石原より外輪山への到達歩道として整備する。	昭50.5.1告示
5	宮城野矢倉沢峠線	起点—神奈川県足柄下郡箱根町(宮城野) 終点—神奈川県足柄下郡箱根町(明神峠・歩道合流点)	早川河原	宮城野より外輪山への到達歩道として整備する。	昭50.5.1告示
6	宮ノ下元湯場線	起点—神奈川県足柄下郡箱根町(宮ノ下) 終点—神奈川県足柄下郡箱根町(元湯場)	碓氷峠	早川沿いの自然探勝のための歩道として整備する。	平11.7.30告示
7	仙石原湖尻線	起点—神奈川県足柄下郡箱根町(仙石原湿原) 終点—神奈川県足柄下郡箱根町(湖尻逆川川口) 終点—神奈川県足柄下郡箱根町(長尾峠・歩道合流点)		早川(逆川)沿いの自然探勝のため、また、仙石原湿原及び湖尻方面より外輪山への到達歩道として整備する。	昭58.3.14告示
8	明星ヶ岳宮城野線	起点—神奈川県足柄下郡箱根町(明星ヶ岳・歩道分岐点) 終点—神奈川県足柄下郡箱根町(宮城野・歩道合流点)		宮城野より明星ヶ岳山頂に至るハイキングコースとして整備する。	昭58.3.14告示
9	仙石原大涌谷線	起点—神奈川県足柄下郡箱根町(元湯場) 終点—神奈川県足柄下郡箱根町(大涌谷・歩道合流点)	上湯場	仙石原と大涌谷を結ぶハイキングコースとして整備する。	昭50.5.1告示
10	強羅防ヶ沢線	起点—神奈川県足柄下郡箱根町(強羅) 終点—神奈川県足柄下郡箱根町(防ヶ沢)	早雲山山麓、神山駒ヶ岳鞍部	早雲山、神山及び駒ヶ岳の中腹を巡りながら強羅から芦ノ湖東岸に至るハイキングコースとして整備する。	昭58.3.14告示
11	大涌谷湖尻線	起点—神奈川県足柄下郡箱根町(大涌谷・歩道分岐点) 終点—神奈川県足柄下郡箱根町(湖尻)	姥子	大涌谷より湖尻への到達歩道として整備する。	昭58.3.14告示
12	神山駒ヶ岳縦走線	起点—神奈川県足柄下郡箱根町(大涌谷・歩道分岐点) 終点—神奈川県足柄下郡箱根町(駒ヶ岳山頂)	神山	大涌谷と駒ヶ岳山頂を結ぶハイキングコースとして整備する。	昭58.3.14告示
13	芦ノ湖西岸線	起点—神奈川県足柄下郡箱根町(湖尻・逆川川口) 終点—神奈川県足柄下郡箱根町(箱根・歩道合流点) 終点—神奈川県足柄下郡箱根町(湖尻峠・歩道合流点)	深良水門	芦ノ湖西岸沿いの自然探勝のための歩道として整備する。	昭50.5.1告示
14	宮ノ下浅間山線	起点—神奈川県足柄下郡箱根町(宮ノ下) 終点—神奈川県足柄下郡箱根町(浅間山・歩道合流点)		宮ノ下より浅間山山頂に至るハイキングコースとして整備する。	昭58.3.14告示
15	小涌谷鷹巣山線	起点—神奈川県足柄下郡箱根町(小涌谷) 終点—神奈川県足柄下郡箱根町(鷹巣山・歩道合流点) 終点—神奈川県足柄下郡箱根町(小涌谷)		小涌谷より鷹巣山に連絡するハイキングコースとして整備する。	昭58.3.14告示
16	芦ノ湖東岸線	起点—神奈川県足柄下郡箱根町(湖尻) 終点—神奈川県足柄下郡箱根町(元箱根坂下)	箱根園	芦ノ湖東岸沿いの自然探勝のための歩道として整備する。	昭50.5.1告示
17	湯坂山登山線	起点—神奈川県足柄下郡箱根町(大平台) 終点—神奈川県足柄下郡箱根町(城山・歩道合流点)		大平台より湯坂山に至るハイキングコースとして整備する。	昭50.5.1告示

番号	路線名	区間	主要経路地	整備方針	告示年月日
1 8	飛竜の滝線	起点－神奈川県足柄下郡箱根町（芦之湯・歩道分岐点） 終点－神奈川県足柄下郡箱根町（畑宿）	飛竜の滝	芦之湯より飛竜の滝を経て畑宿に至るハイキングコースとして整備する。	昭50.5.1告示
1 9	浅間山湯坂山線	起点－神奈川県足柄下郡箱根町（元箱根） 終点－神奈川県足柄下郡箱根町（湯本）	鷹巣山、浅間山、湯坂山	旧湯坂路を通るハイキングコースとして整備する。	昭53.9.5告示
2 0	須雲川探勝線	起点－神奈川県足柄下郡箱根町（元箱根） 終点－神奈川県足柄下郡箱根町（湯本）	畑宿	旧東海道を通るハイキングコースとして整備する。	昭50.5.1告示
2 1	屏風山線	起点－神奈川県足柄下郡箱根町（元箱根・歩道分岐点） 終点－神奈川県足柄下郡箱根町（箱根）	屏風山	箱根及び元箱根より屏風山に至るハイキングコースとして整備する。	昭50.5.1告示
2 2	二子山探勝線	起点－神奈川県足柄下郡箱根町（芦之湯） 終点－神奈川県足柄下郡箱根町（駒ヶ岳山麓）	二子山中腹、精進池	二子山山麓及び精進池周辺の自然探勝及び文化財とふれあうための歩道として整備する。	平11.7.30告示

(エ) 運輸施設
運輸施設を次のとおりとする。
(表19: 運輸施設)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要経路地	整備方針	告示年月日
1	白銀山大観山線	一般自動車道	起点—神奈川県小田原市(石垣山北麓・国立公園境界) 終点—神奈川県小田原市(石垣山南麓・国立公園境界) 起点—神奈川県小田原市(聖岳北東・国立公園境界) 終点—神奈川県足柄下郡湯河原町(大観山) 起点—神奈川県足柄下郡箱根町(鞍掛山肩) 終点—神奈川県足柄下郡湯河原町(湯河原峠)	白銀山、大観山、鞍掛山山麓	小田原市から大観山を経て箱根、湯河原に至る自動車道として整備する。	昭58.3.14告示
2	強羅湖尻線	索道運送施設	起点—神奈川県足柄下郡箱根町(強羅) 終点—神奈川県足柄下郡箱根町(湖尻)	大涌谷、姥子	強羅から大涌谷を経て湖尻に至るロープウェイとして整備する。	昭58.3.14告示
4	芦ノ湖駒ヶ岳線	索道運送施設	起点—神奈川県足柄下郡箱根町(蛸川) 終点—神奈川県足柄下郡箱根町(駒ヶ岳山頂)		芦ノ湖東岸より駒ヶ岳山頂に至るロープウェイとして整備する。	昭58.3.14告示
5		係留施設	神奈川県足柄下郡箱根町(防ヶ沢)		芦ノ湖舟遊の拠点として整備する。	昭58.3.14告示
6		係留施設	神奈川県足柄下郡箱根町(蛸川)		芦ノ湖舟遊の拠点として整備する。	昭58.3.14告示
7		係留施設	神奈川県足柄下郡箱根町(元箱根)		芦ノ湖舟遊の拠点として整備する。	昭58.3.14告示
8		係留施設	神奈川県足柄下郡箱根町(箱根)		芦ノ湖舟遊の拠点として整備する。	昭58.3.14告示
9	長尾箱根峠線	一般自動車道	起点—静岡県御殿場市(長尾峠) 終点—神奈川県足柄下郡箱根町(箱根峠) 終点—神奈川県足柄下郡箱根町(湖尻逆川川口)	湖尻峠、三国峠、山伏峠	長尾峠から芦ノ湖西岸を経て、箱根峠に至る自動車道として整備する。	昭58.3.14告示

4 参考事項

(1) 過去の経緯（箱根地域）

ア 公園区域

昭和11年 2月 1日 富士箱根国立公園指定

昭和13年12月17日 区域変更

昭和50年 5月 1日 再検討に伴う変更

イ 規制計画

昭和13年 5月13日 特別地域指定

昭和13年12月17日 特別地域拡張（公園区域変更に伴うもの）

昭和30年 3月15日 特別保護地区（箱根外輪山の一部）

昭和50年 5月 1日 再検討

昭和58年 3月14日 第1回点検

平成 2年 2月27日 第2回点検

平成11年 7月30日 第3回点検

平成18年 3月22日 第4回点検

ウ 事業計画

昭和11年12月26日 道路計画の決定

昭和15年 1月11日 ”

昭和25年 2月 4日 集団施設地区ほか利用施設計画決定

昭和50年 5月 1日 再検討

昭和58年 3月14日 第1回点検

平成 2年 2月27日 第2回点検

平成11年 7月30日 第3回点検

平成18年 3月22日 第4回点検